

令和7年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

I 生活指導の方針・体制

1 学校の教育目標

- 元気で明るい子ども
- よく考え創造力のある子ども
- ◎思いやりのある子ども（重点目標）
- 責任を重んずる子ども

2 生活指導の重点

- 生活指導計画の充実に努め、人権尊重と男女平等の精神を根底におきながら、基本的な生活習慣の定着を図り、主体的に生きる力を養う。
- 校内外の生活のきまりを守ることの大切さを自覚させ、自立的に行動する態度を育てる。
- 安全教育の指導計画を充実させ、火災や地震などの災害から身を守る態度や自他の安全に気を付けて生活する態度を育てる。
- 学校内、学校外の生活を健康に過ごし、友人との人間関係を豊かにできるように、一人一人の児童理解を深め組織的に対応する。

3 校内の組織（別紙）

4 指導の方針と内容

- 生活指導は、学級経営がしっかりなされていないと効果的な指導はできない。一人一人をかけがえのない存在と捉え、児童の内面にまで目を向けることが大切である。
- 生活指導は学級での指導だけではなく、学年経営、専科経営、T T、習熟度別指導等による指導の中で行うことが必要である。
- 地域との連携を深め、相互協力して、健全な児童育成に努める。

校内生活指導

- (1) 月別目標を決め、年間計画を立てて、指導の徹底を図る。年間の重点目標として、次の項目を掲げ年間通して各学級に掲示する。

○友達の気持ちを考えよう。

- (2) 朝、中休み、清掃中、昼休み、放課後の児童の様子を日直が見回り、「生活指導当番日誌」に記録する。必要に応じて情報の共有化を図る。
- (3) 事故・事件が発生したら、その状況や対応、指導の経過について、緊急の場合を除き、毎週火曜の生活指導夕会で報告する。
- (4) 火曜の生活指導夕会を待たずに気になる様子などについては情報交換を行い、(管理職・生活指導主任等)お互いの学級の様子や児童の様子を知り、共通理解を図る。また生活指導夕会で話した内容を『生活指導ノート』(生活指導副主任所持)に記録として残し、児童理解の一助とする。
- (5) 校内の安全点検を学期に一回行うとともに、毎月一回安全指導を行う。

(6) 児童には生活のきまりを守らせる。

① 挨拶や廊下歩行などは、委員会の活動の一環として取り組みを行う。

(例) あいさつ運動、あいさつに関するアンケート、廊下は歩こうキャンペーンなど

② 登校について

- ・ 8 : 15 分には教室に入るように登校する。
- ・ 昇降口には 8 : 10 のチャイムで入る。登校したら昇降口付近で待つ。
朝の校庭遊び、遊具遊びはなしとする。
- ・ あまり早く登校しないように年度初めに保護者に確認を入れる。

③ 下校について 授業終了時刻（最終下校）

通常時程 6 時間授業	⇒ 3 : 15 (3 : 35)
委員会のある 6 時間授業の場合	⇒ 3 : 20 (3 : 40)
クラブのある 6 時間授業の場合	⇒ 3 : 35 (3 : 55)
給食がない日	⇒ <u>12 : 00</u> (12 : 20)

☆児童は、授業が終わり次第下校となる。残る必要がない児童は残させない。(朝も同様) やむを得ず残す場合は職員室ホワイトボードに記入し、管理職、職員間へ周知する。時刻によっては保護者に連絡する。

(7) 事故・いじめ等の事案について、児童の実態や指導の経過等の情報を共通理解するために、X ドライブ生活指導★情報共有フォルダ内に記録を保管し、全教職員で共有できるようにする。

校外生活指導

- ① 校外における児童の生活や遊びの様子を知り、家庭と地域との連絡を密にして、児童の交通事故や非行化防止などに努める。
- ② 通学路を守らせる。
- ③ 集団下校に際しては、集団下校のルートを予め決めておく。
- ④ 夏休み・冬休み・春休みの前には、児童及び保護者に対し、プリントを通して、児童が安全できまりのある生活ができるように、事前指導を行う。
- ⑤ 保護者に知らせる必要のある情報は、学校だより・メール配信などで知らせる。問題行動のある児童については、組織的に対応し教育相談、生活指導の充実を図る。

その他

○全校朝会について

- ・ 原則として月 2 回とする。
- ・ 8 : 30 ~ 8 : 45

(例)

第 1 週・・・校長講話

第 2 週・・・生活目標 (美化生活委員会)、保健目標 (保健給食委員会)、委員会からの連絡など。

○放課後の忘れ物について

- ・ 放課後忘れ物を取りに来た児童については、教職員が教室まで付き添うか、児童が帰る際に確認をする。

Ⅱ 体制及び体罰防止のための取組

体罰は、子供の基本的人権を侵害する絶対に許されない行為である。そのことを常に忘れずに子供たちの健やかな成長のために指導を行う。

体罰防止に向けた取組を進めるため、体罰根絶に向けた校内体制を整える。

【取組１】

月末の学年会において、「体罰防止セルフチェックシート」を基に、どんなアンガーマネージメントの実施状況などを話し合い、体罰防止への意識向上を図る。

【取組２】

月末の話し合い事項を学年主任から生活指導主任へ報告し、月初めの生活指導連絡会で全体へ周知する。

【取組３】

以下の５項目について、全教職員で取り組む。

(１) 体罰防止に向けた校内研修の実施（年２回の実施）

- ① ７月中 ② １２月中

(２) 体罰根絶に向けた校長による全教員への面談の実施（年２回の実施）

- ① ８月末まで ② １０月中

(３) 長沼小学校 体罰防止に向けた職員の具体的取組の作成（新規）及び保護者への周知

- ・ ６月に体罰防止に向けた取組について保護者へ通知
～長沼小学校体罰ゼロ宣言「教職員の団結力UP」（平成２９年度）～
- ・ ７月中の体罰防止に向けた校内研修の際、体罰防止に向けた職員取組のスローガンを作成し、職員室内へ掲示する。

(４) 管理職から、教員に対してアンガーマネージメント（ストレスマネージメント）に関する意識向上の資料を提示する。

(５) 全児童に「体罰に関するアンケート」実施

- ・ 全児童へのアンケート実施（１１月）
- ・ 管理職による、必要児童への聞き取り及び教員への聞き取り